## 公益社団法人計測自動制御学会 支部運営委員会規程

規程 No.: SICE-規-支-003\_ v1.0

## 制定・改正・廃止等履歴

110 31 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
年月日	制改廃	版	機関	事由
2010年2月24日	制定	v1.0	旧法人理事会	公益社団法人移行認定申請に伴い制定

(設置)

- 第1条 支部規程第4条第1項により、支部に支部運営委員会(以下「委員会」という)を置く.
- 2 委員会の運営に関しては、この規程に定めるもののほか、委員会において別に定める.

(任務)

- 第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を任務とする.
  - (1) 当該支部における調査研究, 啓発活動の総合的な統括
  - (2) 当該支部に属する組織間の調整
  - (3) 当該支部に属する組織の設置改廃
  - (4) 当該支部予算の作成・管理と支部協議会への会計報告
  - (5) 支部活動状況の支部協議会への報告

(構成)

- 第3条 委員会に,支部長,副支部長及び庶務幹事,会計幹事を置く.
- 2 庶務幹事,会計幹事は,支部長が指名する.
- 3 委員会は、第1項の他、支部に属する組織より支部長が指名する者から構成する.
- 4 各委員の任期は1年とするが、原則として2期を超えて重任はできない。

(職務)

- 第4条 支部長は、委員会を招集しその議長となる.
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは支部長の職務を代行する.
- 3 庶務幹事は、支部長及び副支部長を補佐し、委員会の運営を分担する.
- 4 会計幹事は、総務委員会の予算小委員会の委員として、支部の活動に関する収支、資産、及び負債などについての会計事務を行う。

(庶務)

第5条 支部の庶務は、支部長が指名する者が担当する.

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、支部協議会及び理事会の議を経るものとする.

附則

1 本規程は,2010年(平成22年)2月24日に特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会の理事会で制定されるが,公益社団法人計測自動制御学会の登記設立をもって施行される.